

(5) タクシーの利用状況
 タクシーの利用金額は合計で59,229千円、利用回数は41,518回で1回当たりの利用金額は1,427円となっている。
 内訳は、本庁各課が利用金額49,048千円、利用回数34,220回、地域振興局が利用金額1,410千円、利用回数1,203回、出先機関が利用金額8,771千円、利用回数6,095回となっている。
 本庁各課は多い課が1,343回、少ない課が61回となっている。地域振興局では利用回数に差があり、利用回数50回未満が6カ所ある反面、多いところは657回の利用もある。
 利用回数の多いところは、事務所の立地条件が影響していると思われるが、他課の公用車の利用がみられない局もあり、他課の公用車を積極的に活用することにより改善の余地はあると思われる。

表5 他課管理の公用車及びタクシーの利用状況

部 局 名	単課利用回数	タクシ- (単位:回、円)		
		利用金額	利用回数	1回当たり金額
総務部	429	4,460,190	3,095	1,441
企画開発部	241	4,802,780	3,312	1,450
健康福祉部	237	5,828,780	4,260	1,364
環境生活部	295	4,858,070	3,511	1,384
商工観光労働部	549	5,621,660	3,846	1,462
建設部	362	11,170,270	8,068	1,385
林務水産部	92	2,627,340	1,735	1,514
土木部	423	9,678,519	6,393	1,514
宇城	64	2,628,49,047,609	34,220	1,433
小計	64	7,600	5	1,520
地 産 本	291			
城 野 池	875	50,400	21	2,400
阿蘇	520	3,390	6	565
上益城	88	8,160	2	4,080
八代	842,520	657	1,282	
豊北	92,000	72	1,278	
球磨	265,200	370	717	
天草	140,560	70	2,008	
小計	2,372	1,409,830	1,203	1,172
総務部	58	2,514,200	1,661	1,514
健康福祉部		1,175,000	884	1,329
環境生活部		64,800	56	1,157
商工観光労働部		656,840	391	1,680
建設部		1,185,660	948	1,251
林務水産部		816,390	515	1,585
土木部		2,358,240	1,640	1,438
小計	581	8,771,130	6,045	1,439
合計	5,058	59,228,569	41,518	1,427

(6)

低公害車
 低公害車は5台で電気自動車2台、ハイブリット車3台となっており、全体に占める割合は0.8パーセントとなっている。
 電気自動車1台は、充電時間、1回の充電での走行距離、バッテリーの寿命、

バッテリーの価格等に課題もあり利用日数は8日となっており、平成13年度に廃車された。
 なお、県では熊本県グリーン購入指針で、購入する公用車の70パーセント以上を低燃費車・低排出ガス車とするよう定め、環境に配慮した車を購入することとしている。

(7)

借上げ車の状況
 借上げ車は3台で、借り上げ費用は年間3,248千円となっている。環境政策課の車は電気自動車で、低公害車導入の普及啓発のため借り上げたものである。

表6 借上げ車所属一覧

所属名	車種	借上げ期間	借上げ費用	利用日数	走行距離
環境生活部環境政策課	小型乗用	H10.10.28~H13.3.31	2,202,480	141	7,321 Km
新幹線東北事務所	小型貨物	H12.4.1~H13.3.31	1,045,800	217	14,813 Km
同上	小型貨物	H12.4.1~H13.3.31	上記に含む	213	15,542 Km

注) 借上げ車は、年間を通して利用した車を対象とした。

(8)

更新基準
 平成12年度に財政健全化の一環として更新基準の改訂が行われ、平成13年度から更新する車について、経過年数が6年以上から9年以上に延長され、また、走行距離についても見直された。
 10年目の公用車17台の平均利用日数が161日で、全公用車の平均利用日数165日と同程度利用されていることから、更新基準は概ね妥当と思われる。
 しかし、15年以上経過した公用車12台の平均利用日数は89日(年間走行距離3,092キロメートル)で、全公用車の平均利用日数165日(9,658キロメートル)の約5割となっている。
 利用されていない原因としては、老朽化あるいはA.T車の普及によりA.T車しか運転経験がない職員が増えていることなどが考えられる。利用日数が低下することにより走行距離が伸びず、長期にわたって更新基準を満たさない状況がみられる。

表7 公用車更新基準

車種	排気量(cc)	旧更新基準	新更新基準
乗用車	2,000クラス	経過年数6年以上かつ走行距離12万Km以上	経過年数9年以上かつ走行距離12万Km以上
貨客兼用車(乗用車タイプ)	2,000クラス	経過年数6年以上かつ走行距離12万Km以上	経過年数9年以上かつ走行距離12万Km以上
貨客兼用車(トラックタイプ)	1,000~1,200クラス	経過年数6年以上かつ走行距離9万Km以上	経過年数9年以上かつ走行距離8万Km以上
軽自動車(貨客・乗用)		経過年数6年以上かつ走行距離7万Km以上	経過年数9年以上かつ走行距離8万Km以上